

# 行政書士しずおか

No.274

2014年新春号



新年のご挨拶

写真コンクール入選作品発表



静岡県行政書士会

## 第18回 写真コンクール入選作品

会長賞



「北岳明ける」

三島支部 永原 喜世治 会員

優秀賞



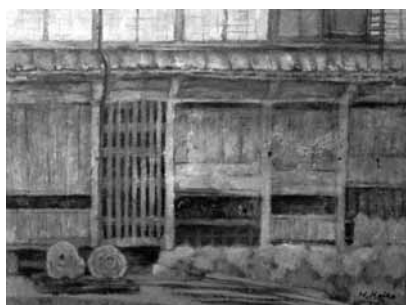
「春 翳 雨 」

静岡支部 前田 芳秀 会員



「秋の京都の金閣」

熱海支部 田畑 浩 会員



題名「籠堂」F 6号

名刹奥山方廣寺には立派な山門、お堂、伽藍が立ち並んでいるが、なぜか僧達がひっそりと修行するこの場、それをささえる縁の下に目がいてスケッチ、F 6号の小さな画面に。ある新聞社主催の小品展があったので応募しようと決めたが、間際まで気に入らない、締め切りの日の朝、朝日がうっすらと入って来た時にやっとこの辺でと筆を置く。大賞受賞の知らせに、珍しくも拘ったせいか、それとも妙なところを感じたご褒美を仏様が下さったものかと思う。

作者 小池晴伸（西遠支部）

## CONTENTS

|                           |                                |
|---------------------------|--------------------------------|
| 新年のご挨拶                    | 静岡県行政書士会会長 岸本 敏和……2            |
|                           | 静岡県知事 川勝 平太……3                 |
|                           | 静岡県議会議員 中谷多加二……4               |
|                           | 静岡県行政書士会常任相談役・静岡県議会議員 池谷 晴一……5 |
| 委員会・作業部会活動報告              | 6                              |
| 行政懇談会の実施報告                | 9                              |
| 平成25年度行政書士試験              | 21                             |
| 平成25年度広報月間の実施報告           | 22                             |
| 投 稿                       |                                |
| 重複語                       | 静岡支部 高桐 正雄……23                 |
| ドラマ「半沢直樹」                 | 富士宮支部 保坂 昭秀……24                |
| 静岡支部旅行 いわき・会津             | 静岡支部 山本 隆……25                  |
| 連合艦隊の顛末                   | 静岡支部 佐藤 吉男……28                 |
| 会員の動静                     | 32                             |
| 会議議事内容                    | 38                             |
| 会 務 録                     | 41                             |
| 掲 示 板                     | 45                             |
| living room 「門松」 会長 岸本 敏和 | 47                             |
| つぶやき・編集後記                 | 48                             |
| 写真コンクール入選発表               | 表紙裏                            |





## さらなる時代を目指して

静岡県行政書士会会長 きし もと とし かず 岸 本 敏 和

皆様、新年明けましておめでとうございます。平素は、静岡県行政書士会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の国内情勢を振り返りますと、アベノミクスによる株価の上昇や経済の回復基調、富士山の世界文化遺産登録や2020年の東京オリンピック・パラリンピックの招致決定等の明るいニュース等もありましたが、東日本大震災からの復興課題、予測される大規模災害、解決の糸口が見つからない領有・領空問題、不透明なTPP交渉の行方や特定秘密保護法の成立等、我が国のグランドデザインに大きく影響を与えるような諸課題が山積となった年でもありました。

しかし、昨年7月の参議院議員選挙では、政権与党である自由民主党が過半数を獲得し、いわゆる国会のねじれ現象は解消され、長年に亘り「行政書士法改正」のための運動を展開してきた行政書士会にとって本年は悲願成就の年となることが大いに期待されます。静岡県行政書士会としましては日本行政書士会連合会と密接な連携を図りながら、行政書士法改正に向けて最大限の協力をしていく必要があります。

さて、昨年年頭に掲げた「種を蒔く時から育てるときへ」の言葉を胸に刻み、昨年は、組織再編から出来上がった組織をフルに稼働した結果、行政書士法遵守の市町における議員請願採択等は10自治体となり、また大規模災害発生時の支援協定は12自治体を数えるまでになりました。

また相続手続きに関する代理権の周知活動は、県下の多くの金融機関から理解を得られることができ、官民受託業務として取組んだ静岡市からの道路内民地に関する手続きは、他の自治体への拡がりを見せ始めています。国策のひとつに挙げられている中小企業支援に関する取組も日本行政書士会連合会はもとより全国の行政書士会からも注目されています。組織再編から蒔いた種が少しずつではありますが、成長し始めています。

今年は、これらの成長をさらに促進させると共に、次のステップに向かう年であると認識しています。来年の5月は役員の改選時期となります。それまでの残された任期中に組織再編の効果の検証をしつつ、国民の利便に資する行政書士制度の確立のため「さらなる時代を目指して」活動を強化しなければならないことと痛感しております。静岡県行政書士会の会長として会員皆様の先頭に立ち、責務と使命を自覚し、間断なく職務に邁進する所存でございます。会員の皆様をはじめとしまして関係各位の皆様方のご協力・ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様にとりまして実り多き飛躍の年になりますことを心よりお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 挨 拶

静岡県知事 川 勝 平 太

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えになり、お慶び申し上げます。

昨年、静岡県には、世界文化遺産「富士山」と世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の2つの世界遺産が誕生しました。また、「和食 日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産への登録が決定しました。それは「茶の都」、「食の都」の本県にとって追い風となるでしょう。さらに、ユネスコのエコパークに登録申請された南アルプス、伊豆半島ジオパーク、東海道のオアシスである浜名湖、世界文化遺産候補の韮山反射炉など、本県が世界水準の「場の力」に恵まれた地域であることを改めて自覚する年となりました。

特に、昨年6月、国民の長年の悲願であった富士山が世界遺産に登録され、本県は、国内外から注目を浴び、多くの人々が訪れるなど、我が国における中心性（都ぶり）が発揮されてきました。名実ともに世界の宝となった富士山に見守られる県民としての誇りと自覚を持ち、霊峰から導き出される多様な価値、すなわち、物心両面の豊かさや、美しさ、多様性の和、危機管理などを大切にする“ふじのくに”づくりを、引き続き推進してまいります。

“ふじのくに”づくりの指針であり、概ね向こう10年間を想定した「県民の県民による県民のためのマニフェスト」＝県総合計画は、平成23年2月23日（富士山の日）に策定いたしました。その後、東日本大震災、南海トラフ巨大地震による被害想定公表をはじめ、厳しい経済・雇用情勢、エネルギーを取り巻く環境変化、人口減少の進行など、社会経済情勢は大きく変化しました。

こうした変化の先を見つめ、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を果敢に推進するため、新しい基本計画を策定いたします。計画期間を前倒しして、2期目の任期中に“ふじのくに”づくりの総仕上げを目指します。

津波・地震等から皆様の生命・財産を守ることを最優先課題とし、「事前復興」の考え方に基づき、防災・減災と地域成長との両立を図る「内陸のフロンティア」を拓く取組や、富士山をはじめとする世界水準の魅力を活かした地域づくり、新成長産業の育成と雇用創造などに取り組んでまいります。

今後とも、本県が、富士山のように、人々の憧れを集め、この地に生きる誰もが誇りを持てる地域となるよう、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を進め、「ポスト東京時代」を先導してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本県は四季を通じて色とりどりの花々が楽しめる「花の都」であり、3月からは「浜名湖花博2014」が開催されます。この1年が、県民の皆様の心の中に美しい「花」が咲く年となりますよう、ご祈念申し上げます。新年の御挨拶といたします。

平成26年元旦



## 年 頭 の ご 挨拶

静岡県議会議員 なか や たかし  
中 谷 多加二

皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。年頭にあたり、この一年が皆様にとって素晴らしい年となりますよう、心よりお祈りいたします。

ところで、皆様はどんな初夢を御覧になりましたか。初夢に見ると縁起が良いとされる「一富士、二鷹、三茄子」の起源には諸説ありますが、富士信仰の一派で最も古い富士講組織の一つである駒込富士神社の周辺に鷹匠屋敷があったこと、駒込茄子が名産物であったことに由来し、「駒込は一富士二鷹三茄子」と川柳に詠まれたのがはじめというのが通説となっているようです。そして、これには「四扇、五煙草、六座頭」と続きがあって、一説には、富士と扇は末広がり子孫や商売などの繁栄を、鷹と煙草の煙は上昇するので運氣上昇を、茄子と座頭は毛がないので「怪我ない」をかけて家内安全を願うとも言われます。

さて、昨年の本県の大きな出来事として、まずは茶草場農法が世界農業遺産に、続いて富士山とその構成資産が世界文化遺産に相次いで登録されました。私たちは、これらの遺産の保護・保全管理に力を尽くすとともに、経済活動との調和を図りつつ、より良い管理をしていくための体制を早急に整備する必要があります。また、世界遺産を通し、静岡空港を窓口にした海外との交流が促進されることにも期待を寄せております。

私ども県議会といたしましては、こうした施策をはじめとして、県民のくらしの安全・安心と持続的な経済成長をもたらす施策の推進のため、引き続き全力で取り組んでまいりますので、皆様には、県民と行政とをつなぐ懸け橋として、一層の御尽力をお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしますとともに、県議会に対する、変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げます。



## 年 頭 挨拶

静岡県行政書士会常任相談役

静岡県議会議員 <sup>いけ</sup>池 <sup>や</sup>谷 <sup>せい</sup>晴 <sup>いち</sup>一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中には皆様に大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

本年が、皆様にとって素晴らしい年でありますことをご祈念申し上げます。

さて、平成17年6月の県議会定例会において、私の代表質問に対する当時の石川知事の答弁によりスタートした富士山世界文化遺産登録活動につきましては、昨年6月の世界遺産委員会において登録が承認され、富士山が世界文化遺産となりました。

活動開始から丸8年の歳月を要した訳ですが、この世界文化遺産登録は、ゴールではなくスタートであると思います。これから我々は、富士山の文化的、芸術的価値を後世に継承すると共に、積極的に保全、環境整備を図り、同時に、観光振興、地域振興も図らなければならないという使命を受けた、と思っています。

入山料の問題やマイカー規制、遭難対策、景観対策等々富士山に係る課題は山積しています。私も県議会代表質問等で施策提案等行って参りますが、皆様にも課題解決のため、一層のご協力をよろしくお願いいたします。

また、去年は、予想される東海、東南海、南海地震に係る県の第4次地震被害想定が発表されました。レベル1では、県内の死者数は、約16,000人、レベル2では、約105,000人ということが明らかになりました。

地震、津波は必ずくると考えて、事前にできることはやり、いざという時に備えておかなければなりません。会員の皆様におかれましても、自ら十分な対応をお願いしたいと思いますが、同時に、関係する皆様に対しましても、防災に係るアドバイスをしていただければ幸いです。

行政改革が進む中、行政と県民を結ぶパイプ役であり、行政機関への提出書類作りのプロである行政書士に対する県民の期待は高まっています。

去年は、県議会文教警察委員会の審議におきまして、車庫証明申請に係る問題点を質しましたが、行政書士が抱える課題は、まだまだ数多くあります。私は、行政書士であり、また、県議会議員でもありますので、これからも、行政書士の皆様が抱える課題をしっかりと把握し、県政に反映して県民の皆様の期待に応えるとともに、皆様が働きやすい環境整備を図るため、精一杯努力して参りますので、よろしくお願いいたします。

結びに、静岡県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、会員の皆様方の更なるご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。



## 委員会・作業部会活動報告

### 講習会・研修会

#### 中小企業支援委員会補助金講習会

日 時 平成25年10月9日(水)自13時30分至17時00分  
場 所 もくせい会館大ホール  
内 容 (1) 補助金申請について  
講 師 加藤道幸  
受講者数 112名



#### 第3回中小企業支援のための研究会

日 時 平成25年10月24日(木)自10時30分至17時00分  
場 所 シズウェル601会議室  
内 容 (1) セグメント分析を活かした事業計画の  
ストーリー化  
(2) 補助金申請について  
受講者数 27名

#### 企業法務講習会

日 時 平成25年11月19日(火)  
場 所 静岡県総合研修所「もくせい会館」1階  
富士ホール  
内 容 (1) 知っておきたい労務の知識  
講師 静岡県行政書士会  
五條義人会員（島田支部）  
(2) 行政書士が支援する企業法務  
Ⅰ. 会社設立編  
講師 静岡県行政書士会  
中小企業支援委員会  
中津川浩淳委員（富士宮支部）  
静岡県行政書士会  
中小企業支援委員会  
田中めぐみ委員（志太支部）  
(3) 行政書士が支援する企業法務  
Ⅱ. 契約実務初級編  
講師 静岡県行政書士会  
岸本敏和会員（西遠支部）  
(4) 日本政策金融公庫の既存事業者向け融資制度  
講師 株式会社日本政策金融公庫静岡支店  
国民生活事業融資第二課 課長  
奥田智則様

受講者数 64名





## 国際業務講習会

日 時 平成25年11月25日(月)自13時30分至16時40分  
 場 所 静岡県総合社会福祉会館 6 階  
 内 容 (1) 入管法改正後の申請取次上の留意点等について  
 講師 名古屋入国管理局 審査管理部門 統括審査官 野村和久様  
 (2) 渉外戸籍と国際事務全般について  
 講師 静岡地方法務局 戸籍課 課長 曾我高佳様  
 (3) 入管業務の心得  
 講師 静岡県行政書士会 国際委員会 藤田 哲委員

受講者数 30名



## 土木農地講習会

日 時 平成25年12月 3 日(火)自13時30分至16時35分  
 場 所 静岡県総合社会福祉会館 6 回  
 内 容 (1) 内陸フロンティアを拓く取組について  
 講師 静岡県企画広報部政策企画局 地域政策課内陸フロンティア推進班 主査 斉藤一人様  
 (2) 都市計画法について  
 講師 静岡県交通基盤部都市局土地対策課 土地対策班 班長 福田吉宏様  
 (3) 農地法について  
 講師 静岡県交通基盤部農地局農地利用課 農地整備班 班長 萩原智人様

受講者数 113名



## 風俗保健委員会講習会

日 時 平成25年11月29日(金)自13時30分至16時45分  
 場 所 静岡市 もくせい会館 (2 階第 1 会議室)  
 内 容 (第 1 部)  
 (1) 風俗営業等の現況について  
 (2) 風俗営業許可申請書、届出書の作成上及び申請、届出時の留意事項  
 講師 静岡県警察保安課長補佐 堰沢 久様  
 (第 2 部)  
 (3) 深夜酒類提供飲食店営業開始届出書作成及び届出時の留意事項  
 講師 静岡支部 黒田 忍会員

受講者数 35名



## 事業承継についての講習会

日 時 平成25年12月 5 日(木)自13時30分至16時45分  
 場 所 もくせい会館 富士ホール  
 内 容 (1) 行政書士業務としての事業承継の概要  
 講師 中小企業支援委員会 塩崎宏晃委員  
 (2) 建設業の企業内承継の一例  
 講師 塩崎宏晃委員  
 (3) 親族内承継概論  
 講師 榛葉諭司委員

受講者数 80名



## 相続家事委員会

日 時 平成25年12月10日(火)自13時30分至16時30分  
場 所 静岡県総合研修所「もくせい会館」  
内 容 (1) 遺産分割協議  
(2) 遺言の種類と特徴  
(3) 改正相続税法  
講師 相続家事委員会 天野敏彦委員  
受講者数 172名



## 相続家事委員会

日 時 平成26年1月9日(木)自14時00分至17時00分  
場 所 シズウェル601号室  
内 容 (1) 一般(特定)貨物自動車運送事業の処理方法の一部改正について  
(2) 一般(特定)貨物自動車運送事業の許可申請から許可後の届出について  
(3) 質疑応答  
講師 中部運輸局 静岡運輸支局  
運輸企画専門官 風岡昌吾様  
受講者数 40名



## 中小企業支援委員会 契約書・事業承継研究会

日 時 平成25年12月11日(水)自10時30分至17時00分  
場 所 シズウェル601  
内 容 (1) 契約書の作成  
契約書の基礎知識(契約の分類・契約書作成の理由・契約書と収入印紙等・公正証書について・事業譲渡契約について)  
講師 石川高雄委員  
(2) 事業承継計画を作ってみよう  
現状把握、方針、承継計画、具体策  
モデルケースを参考に事業承継計画作成  
講師 塩崎宏晃委員  
(3) 事業承継の実例と知的資産経営  
日本電鍍工業株式会社の代表取締役伊東麻美氏のインタビュー、会社概要を検討  
グループごとに検討会  
講師 榛葉諭司委員  
受講者数 30名

# 静岡県行政書士会平成25年度行政懇談会

## 第1分科会報告書

日時 平成25年10月4日(金) 午後4時00分～午後5時30分

場所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県議会総務委員会

委員長 小野達也議員（伊東市）、良知淳行議員（焼津市）

中沢公彦議員（浜松市東区）、小楠和男議員（浜松市南区）、岡本 護議員（浜松市中区）

静岡県経営管理部総務局法務文書課

主 幹 吉野正人様

主 査 坂本浩長様

静岡県行政書士会

座 長 平岡康弘副会長

サ ブ 中山正道常任理事

書 記 奥山浩行理事（水窪）

会 員 進士和典（伊東）、石井康一（伊東）、秋山ひとみ（志太）、鈴木芳雄（島田）

内山 亮（西遠）、成瀬記言（西遠）

### 報告内容

#### テーマ1 行政不服審査制度と行政書士について

##### 本会の要望要旨

本会及び日行連は、行政書士が聴聞・弁明手続きの代理業務を獲得して以来、さらなるステップアップを目指して行政書士が作成できる許認可等の申請及び届出等に関して、許認可手続きの専門家である行政書士が、依頼者の意向に基づき、行政不服審査法における不服申し立て代理を行うことは、依頼者である国民、事業者の権利を保護し、利便に資することから、行政不服審査法の改正を求めて活動してきましたが、諸士業団体との調整が整わないことから、行政書士法の中で代理権業務を付与することで国会の各党協議で合意がなされましたが、先の国会での成立は時間切れで成立せず、この秋の臨時国会での成立を期するところとなっております。

つきましては、他の隣接専門職種業においては、既に代理権が付与されていることから、行政書士法改正に向け、代理権付与の請願をお願いした場合、当該請願を県議会において採択をお願いするものであります。

##### 顧問県議団からの回答要旨

趣旨は十分理解できるとしながら、国会審議中の案件については、その結果を受け、必要であれば関係先との調整を行うので他県の例及び請願諸（案）を資料提供するよう前向きな発言が得られました。

##### 結論（まとめ）

他県の事例及び請願採択状況の資料提供を行い、万一、秋の臨時国会での成立がしなかった場合は、県議会に請願を提出し、協力を求めることにした。

#### テーマ2 大規模災害時における支援ネットワークの構築について

##### 本会の提案要旨

本会は、阪神淡路大震災及び東日本大震災の被災者支援の活動から、金銭的な支援に止まることなく県下

の各市町と「大規模災害時における被災者支援協定」の締結を進めており、既に、七市と協定を締結し、今後においても協定締結はさらに増加する見込みであります。

このことについては、昨年来、県議会のご支援の下、県の関係機関とも協議をし、そのご理解を得てのこととはご承知のとおりであります。また、「静岡県震災復興相談センター」における相談業務を十分機能せしめるには、本会が進める支援協定だけでなく、大規模災害が発生した場合には、国民の安否確認等、人命に関することが第一に行われると同時に、食料品の確保、避難所の確保、水道、電気、ガス、交通・通信のライフラインの復旧、仮設住宅の整備等数え切れない活動が必要とされております。

つきましては、これらを迅速、かつ、的確に行うには、われわれ隣接専門職種だけでなく、復興・復旧に寄与することができる関係業界・団体との連携も欠くことのできない要件と承知致しますので、行政の要である県のリーダーシップにより、これら諸業界・団体を巻き込んで事前に協定を締結できれば、より効果的と存じます。

よって、大規模災害時における支援ネットワークの構築をご検討くださいますようお願いいたします。

## 県議団からの回答要旨

県下の市町との協定締結を評価しつつ、提案を真摯に受け止めるが、県政では各自治体に権限委譲を進める中、必要性は十分理解しているが難しい課題も含まれている。

よって、提案を受け、慎重に検討したい。

## 結論（まとめ）

本会が単独で進めることはできないことから、県に期待したいと思います。

## テーマ3 静岡県独自の行政書士懲戒処分の基準制定について

### 本会の要望要旨

行政書士が、行政書士法若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は処分することができることになっています。

これに対して、行政書士会が単独で行い得る処分は、会則を以て綱紀委員会の答申を受け、理事会の議決を得て処分することができるとされています。

一方、愛知県をはじめいくつかの県においては、「行政書士及び行政書士法人に係る懲戒処分事務処理要綱」を設けて、処分決定を迅速に行い作業の効率化と詳細な処分基準を提示することにより会員に対する違反行為に対する認識を深めことにより、違反行為の減少を図っています。

よって、本県においても、こうした措置を講じることで行政事務の効率化と行政書士の資質向上を図るだけでなく違反行為の抑制効果を共有できるよう要望いたします。

### 県議団の回答要旨

愛知県の事例は理解できたが、他の都道府県の状況も承知したいので情報提供されたい。それにより、処分基準の軽重など幅広く検討し、常任委員会の質疑を通じて、実現の可能性を検討したい。

## 結論（まとめ）

他県の情報を提供し、処分を公平、かつ、迅速に行う基準を明確化するとともに、都道府県知事処分と行政書士会処分の差別化を図るため情報を共有することができることを要望した。

## テーマ4 静岡県行政書士会への懲戒権の付与について

### 本会の提案要旨

行政書士に対する処分基準の知事基準明確化に加えて、行政書士会に弁護士会同様の強固な権限を付与することで、会員に違反行為に対する抑止力を持つ組織運営が可能となるものと思われます。

法改正が伴う課題ではありますが、ご理解を戴けるようであれば、本県から行政書士法改正のご提案を発信頂けれることを期待して要望いたします。



## 県議団の回答要旨

隣接専門職にも同様のことが考えられることから、関係方面と調整を図りつつ幅広く検討するだけでなく、国政レベルでの問題でもあることからその実現は容易でないと思われる。したがって、要望は要望として受け止めたい。

## 結論（まとめ）

実現は難しいことは理解している。将来の行政書士制度のあり方に向け、有効な手立てとして要望したものである。

## 余録（分科会開始前の会話から）

10月の行政書士広報月刊中に行う官庁訪問は御前崎市であるが、県内各市との大規模災害時における被災者支援に関して、重要な課題となり得る中部電力浜岡原子力発電所を視察することが話題となった。

県議団の皆様も東日本大震災や浜岡原子力発電所の擁壁工事の視察など得るものが多々あることから、意義ある視察との助言をいただいた。

# 第2分科会報告書

日時 平成25年10月4日(金) 午後4時00分～午後6時00分

場所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県企画文化観光委員会

中澤通訓議員（静岡市清水区）、三ツ谷金秋議員（磐田市）、  
大石哲司議員（牧之原市・榛原郡南部）、宮城也寸志議員（菊川市）、野崎正蔵議員（磐田市）

静岡県行政書士会

座長 後藤博行副会長

書記 小山敦史理事

会員 河野洋昭（三島）、久保田吉光（沼津）、杉本和也（沼津）、原田重紀（清水）  
古本博巳（清水）、福田美奈子（榛原）、沖 大（掛川）、鈴木幹久（中遠）

## 報告内容

### テーマ1 外国人の在留サポート事業への展開について

#### 本会の要望要旨

震災及び不況の影響で外国人の帰国が増えておりましたが、今後、景気の上昇や2020年の東京オリンピックにより日本に来る外国人が増えてくるのではないかと予想されます。

また、少子高齢化に伴い日本の労働力の低下が懸念される中、外国人の力を借りることは現実として必要となってきます。

そこで、静岡県行政書士会として、昨年、県下の各市町や商工会議所、国際交流協会等へ行政書士の業務内容を6カ国語で表記したパンフレットをお配りいたしました。更に今後も県内の経済団体、商工会議所、国際交流協会、静岡県国際経済振興会（SIBA）とも連携し、外国人の在留サポートを広く展開して行きたいと考えております。

今後当会の外国人のサポート活動について、議員の先生から何かアドバイスやご意見がございましたら是非ご教示いただきたい。

#### 顧問県議団からの回答要旨

議員の先生からは、国際交流協会は比較的交流事業は行うがサポート事業が少ないので静岡県行政書士会としても連携・連帯をして力を結集していただきたいとのアドバイスをいただきました。

## 結論（まとめ）

今後、県下の国際交流協会などと連携を強化して幅広い外国人へのサポートを進めて行くことにしました。

## テーマ2 留学生支援ネットワーク加盟校との交流推進事業について

### 本会の要望要旨

静岡県行政書士会では平成21年より静岡大学で留学生の為の在留資格に関する無料相談会を開催しており、平成24年から静岡県立大学でも同様の相談会を開催いたしました。

また、平成24年12月25日、静岡県行政書士会と静岡県留学生支援ネットワークは、留学生の在留資格に関する手続を支援するため連携協定を結び、更に平成25年8月より留学生支援相談室が静岡県行政書士会館1階に設置され、静岡県留学生支援ネットワークの加盟校に在籍する留学生を対象に相談業務を行っております。

静岡県行政書士会としても今後同加盟校に対して無料相談室の開催を拡充していきたいと考えております。

県内の企業から「外国人を採用するにはどうしたらいいのか？」或いは「その様な相談はどこにしたらいいのか？」と言ったお問い合わせや県内に在住の留学生及び大学関係者から就職に付いてのご相談等がございましたら、静岡県行政書士会で留学生へのサポート活動を行っていることをお伝えください。

### 顧問県議団からの回答要旨

意見交換の中で議員の先生から、支援対象を大学だけでなく日本語学校などにも広げていかれてはどうか、留学生が就職される場合、行政書士が身元保証人になられてはどうかと言った意見がございました。

## 結論（まとめ）

入管業務の申請取次者の立場として、あるいは行政書士会として身元保証人になることは難しい面もございますが、留学生の支援の範囲を大学生以外に広めて行くことについては積極的に取り組みたい。

## 第3分科会報告書

日時 平成25年10月4日(金) 午後4時00分～午後5時30分

場所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県議会くらし環境委員会

委員長 落合愼悟議員（藤枝市）

副委員長 鳥澤由克議員（裾野市）、  
土屋源由議員（伊豆の国市）、佐地茂人議員（静岡市駿河区）、  
大池幸男議員（島田市・榛原郡北部）、中谷多加二議員（浜松市天竜区）

静岡県行政書士会

座長 児島良孝常任理事

サブ 中里龍彦常任理事

書記 桜井俊文理事

会員 遠藤正道（田方）、大谷信昭（裾野）、西村陽子（静岡）、森崎健志（志太）、緒方博幸（志太）  
森 博士（島田）

## 報告内容

### テーマ1 産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間について

#### 本会の要望要旨

産業廃棄物処理業許可関係の標準事務処理期間については、静岡県事務取扱要領において、収集運搬業関係は「40日」、処分業関係は「50日」と定められております。又、更新許可関係については「受付」をもっ

て許可更新がなされたものと見なされ、申請業者の業務継続がされています。ところが、現実としては、本期間の厳守がなされていないところです。申請事業者、特に処分業関係においては、標準事務処理期間をふまえた申請書を提出している状況の中で許可期限に遅延する事は、場合によっては業務に著しく支障をきたす事となります。よって、本庁と受付機関である担当健康福祉センターとの連携、指導等の強化をお願い要望いたします。

#### 顧問県議団からの回答要旨

静岡県議会くらし環境委員会として、本件について、担当部署に確認したところ、申請事業者の役員等の欠格要件調査に時間がかかっているとの回答を得た、他県や政令市についても状況を調査した結果、殆どのところで、収集運搬業については標準処理期間が守られているが、処分業許可については、期間内の処理は行われていないところが多い。本件については、欠格要件以外の遅滞理由があるのか今後担当部署への確認を行っていきたい。

#### 結論（まとめ）

今後も本会との意見交換を通して、行政との連絡協議を行える環境を作って貰う方向を調整していただきたい旨要望した。

### テーマ2 産業廃棄物収集運搬業許可における積替保管行為の取扱いについて

#### 本会の要望要旨

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領第4条において収集運搬業に係る積替え保管についての規定が定められているところであるが、今年度改正された同要領においては、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、「数次の請負によって行われる結果として、処理責任の所在が曖昧になりやすい」と云う建設工事特有の事情に鑑み排出事業者である元請業者による自ら保管を指導することとし、積替え保管を認めないとされました。

収集運搬業の許可は排出事業者である元請業者から対価を得て業として収集運搬を行う事業者が行うことで、積替え保管を必要とするのは本事業者であり、排出事業者の自ら保管を想定される状況ではないので、建設工事に伴い発生する廃棄物についても認めて貰いたいとの要望をいたします。

#### 顧問県議団からの回答要旨

他県及び静岡市、浜松市では認められていることは理解しているが、静岡県の特異性があるとの担当部署から返答があり、今後の検討課題である。

#### 結論（まとめ）

今後は限定品目等に限っての要件緩和作りの為本会と担当部署の意見交換をする場を作ってはどうかとの提案を受け定期会合の方向付をして行きたい。

### テーマ3 産業廃棄物処理業の申請書に添付する企業診断書について

#### 本会の要望要旨

静岡県では平成21年度より、産業廃棄物処理業の許可申請（更新を含む）において、直近決算期の貸借対照表が債務超過だった場合、「中小企業診断士の経営診断書等」の添付が必要となりました。これは、環境省リサイクル対策部産業廃棄物対策課長発の通知に「中小企業診断士の経営診断書等」との記載があるためです。

本会では、同年度に担当部署に対し行政書士の経営診断書の作成可否について伺ったところ、中小企業診断士のみでの取扱いであるとの回答を貰いました。しかし、他県等においては行政書士の作成した経営診断書も添付可の採用県が多数存在しております。

よって、静岡県においても行政書士の作成した診断書の添付を可として頂ける様要望いたします。

#### 顧問県議団からの回答要旨

行政書士の能力レベルの担保について、県議団としても理解することができない、全国的な動きとなれば

担当部署に対して意見等の具申は行えるが、現状では静岡県行政書士会の意向に沿うことはかなり難しいと思われる。

## 結論（まとめ）

本会としては、全国的な採用の流れを把握し、具体的な情報を得、そのうえで今後とも意見交換を含めた要望をして行きたい。

## 第4分科会報告書

日時 平成25年10月4日(金) 午後4時00分～午後5時30分

場所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県議会厚生委員会

副委員長 相坂摂治議員（静岡市駿河区）、  
高田泰久議員（駿東郡南部）、四本康久議員（富士宮市）、植田 徹議員（富士市）  
鈴木洋佑議員（浜松市西区）、渥美泰一議員（浜松市浜北区）

静岡県行政書士会

座長 市川未男副会長

サブ 鈴木市代副会長

書記 神木俊典理事

会員 岩本信幸（熱海）、瀬川 宏（三島）、市原 誠（沼津）、佐野竹司（富士宮）

大川潤一（静岡）、塩崎宏晃（西遠）、内山 篤（西遠）

## 報告内容

テーマ1 介護施設（サービス付高齢者住宅）の施策展開ならびに、立地条件等について（県としての税制の優遇措置等や立地条件等について）

### 本会の要望要旨

介護施設（サービス付高齢者住宅）の概要を説明

- ・既存の「高齢者円滑入居賃貸住宅」（高円賃）、「高齢者専用賃貸住宅」（高専賃）、「高齢者向け優良賃貸住宅」（高優賃）を廃止し、これらの制度面で複雑な点を統一した高齢者住宅です。
- ・高齢者を入居させ、生活支援サービスを提供する施設
- ・新規に開設する場合、基準を満たせば補助金や税制面、融資において、優遇措置を受けることができます。
- ・今後、ますます強く求められる「在院日数の短縮」や「在宅復帰への誘導」、実際には、自宅での療養が難しい患者に対し、安心して過ごせる生活の場としてのサービス付高齢者住宅を提供することで、医療機関側にとっても常に目の届く範囲での囲い込みが可能になるとともに、将来的に病床数が減ることになった際にも対応が容易となると考えます。
- ・医療費削減で在院日数の短縮による在宅重視策により、「在宅医療」への誘導が強まっています。とりわけ診療報酬改定でも評価が大きく拡充されているのが「訪問看護」医療機関に限られた体制で訪問看護を行うためには、多くの患者に対して効率的なケアを行うことが重要となります。一ヶ所で多くの方を看ることができるサービス付高齢者住宅に今後注目が集まっていくことは間違いありません。サービス付高齢者住宅はまたこれから地域包括の役割を演じる住まいの中心となる位置づけとなっていくでしょう。

民間施設に入居する事ができない、医療依存度の高い方（患者）が入居可能な高齢者住宅を運営することによって、民間施設との差別化が図れ、また医療施設から退院・退所する方の在宅復帰の住まいとなり得ます。

固定資産税・不動産取得税の優遇措置は、国または地方公共団体から整備事業の補助を受けていることが



条件です。

これらを踏まえ県としての考え方、対応等をお聞かせ下さい。

## 顧問県議団からの回答要旨

今後益々高齢社会となり、施設を建設しようとする者が増えてくることが予想される。施設の申請については国(厚生労働省)が主導しているが、要件等が頻繁に変わる為県においても、対応が変わってしまい苦慮している。また県ごとに税制や立地の問題は異なるとのこと。

## 結論（まとめ）

申請自体が非常に難しくなっており、まさに行政書士（専門職）でないと申請ができないということではないだろうか。

本会の取り組みとして、行政書士自身の以後の研鑽を更にして行く必要があると考える。

## テーマ2 成年後見制度に対する本会の取り組みについて

### 本会の要望要旨

平成12年（2000年）民法等の改正により新しい成年後見制度が開始されました。認知症の方、知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々を支援する制度です。後見人等ができる業務は「財産管理」と「身上監護」の法律行為（契約等）を本人に代わって行います。また成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があり、前者は既に判断能力が低下している場合に家庭裁判所が適切な援助者（後見人・保佐人・補助人）を選ぶもので、後者は本人の判断能力があるうちに将来に備えて、代理人（任意後見受任者）を定め、任意後見契約を公正証書で結ぶものです。

わが国は超高齢社会になっており、支援を必要とする高齢者などがますます増加しています。成年後見人等のなり手が明らかに不足しており、この静岡県も例外ではありません。

日本行政書士会連合会が母体となり設立された（一社）コスモス成年後見サポートセンターと静岡県行政書士会が協定を結び、静岡県支部（コスモス静岡）が本年2月にできました。所定の研修を終えた会員25名が現在活動しています。立ち上がったばかりのコスモス静岡の認知度を高めるため、広報活動として会員が手分けをして各地の地域包括支援センター（135ヶ所中、86ヶ所に）を訪問しました。また最近には成年後見専用のIP電話も導入し、相談等があった場合に備えています。

### 顧問県議団からの回答要旨

コスモス静岡が立ち上がったばかりということもあるが、もう少しPRをうまくやる必要がある。

成年後見は相続や遺言等とセットで相談会や講習会において県民・市民に認知されるよう努めていくことも大変重要である。

業務を行なった場合の料金体系についての質問とご意見を頂戴した。

## 結論（まとめ）

成年後見制度の説明と合わせ、コスモス会員の遂行業務のチェック体制や現在行なっている活動等の状況を説明した。

## テーマ3 医療法人認可に関する審査に関して

### 本会の要望要旨

数年前までは建設業の事前審査のように行政書士会で医療法人設立の手引きを作成したり、提出された申請書の事前審査などを行なって参りましたが、平成19年の医療法改正以降、申請数が激減し、本会の委託業務が終了してしまいました。現在は県が申請書類のチェックも含めて行なっています。県のHPに申請書等は公開されているものの、一般の方がこれを見て書類を作成することは非常に難しいです。

また最近は介護分野に進出するために医療法人を設立する数が増えてきており、以前のように行政書士会でもお手伝いできればと考えています。昨今では、又、件数の増加が見受けられると聞き及んでおります。ここ数年は申請件数の激減により実施されておりません、これからの県の取り組みとして再度審査に加わる

ことの可能性を伺いたく存じます。

#### 顧問県議団からの回答要旨

現在は県が申請書類のチェックも含めて行なっているという現状では、行政書士が審査に加わる事が出来る可能性は少ないと考える。

#### 結論（まとめ）

本会の取り組みとして、時間の経過とともに知識(NOW HOW)を持っている者が減ってきているので、会員間で勉強し直し、今後は講習会で県の担当者に講師として来てもらうなど繋がりをもっていきたいので、よろしくお願いいたします。

## 第5分科会報告書

日 時 平成25年10月4日(金) 午後3時30分～午後5時30分

※1時間遅れの16:30～18:15（県議から開始時間が早いとの意見あり）

場 所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県議会産業委員会

委員長 竹内良訓議員（浜松市中区）

副委員長 増田亨大議員（掛川市）

仁科喜世志議員（田方郡）、橋本一実議員（熱海市）、伊藤育子議員（島田市・榛原郡北部）

静岡県行政書士会

座 長 日内地孝夫常任理事

岩瀬喜臣副会長

サ ブ 鈴木晃常任理事

書 記 藤田和久理事

中津川浩淳（富士宮支部長）

会 員 土田 哲（田方）、鈴木 亨（熱海）、山本恭彦（三島）、市原 誠（沼津）、川口 修（沼津）

松浦富雄（島田）、鷺坂隆太（榛原）、倉田清人（西遠）、尾畑裕史（西遠）、加藤道幸（西遠）

#### 報告内容

テーマ1 静岡県東部地区で展開する「ふじのくに先端医療総合特区」並びに「富士山麓ファルマバレー」構想の具体的な推進について

#### 本会の要望要旨

静岡県では上記医療特区を特定し医療分野へ進出しようとする民間企業への研究、開発、生産の支援策が行えるような政策が決定されました。しかしこれら支援を受けた企業が市街化調整区域内の建設地へ立地しようとしても農地法、都市計画法の支援策がまったく講じられていないため、現実問題として工場の建設が出来ません。同構想に付随する農地法、都市計画法の支援策が是が非でも必要です。また、立地が可能になるまで1～2年間の準備が必要です。スピーディーな対応も必要です。営利を目的とする企業ですのでこのままではこれら優良な企業が静岡県より立地しやすい他県（山梨、長野等）へどんどん移転してしまいます。優良企業が立地できる具体的な支援策が必要です。

#### 顧問県議団からの回答要旨

この案件はいろいろな方面から承知はしているが、産業委員会に諮るとの連絡は頂いている。

#### 結論（まとめ）

農水省、国交省が関わっているので、事態の推移を見ながら話題をテーブルに載せていくことが必要だろうと考えています。

## テーマ2 農地利用計画変更申し出（除外）について

### 本会の要望要旨

- ①青地農地だからといってテーブルに乗せていただけない案件が多数あります。
- ②市町で計画した青写真が国等で認められず、地域性の特性が生かし切れていません。
- ③海辺の青地・白地農地（民地）を国有地化することに、その代替地として民地を高台等に求め、海辺を災害から守る手立てができないでしょうか。
- ④農用地除外する場合の添付書類として農林事務所によって建物計画図や資金証明書を求められるようなので柔軟な対応（自己申告等）はできないでしょうか。

### 顧問県議団のからの回答要旨

産業委員会に諮るとの連絡は頂いている。

### 結論（まとめ）

青地農地については農水省が関わっているので、言い続けていくことが必要であると考えています。

## テーマ3 知的資産経営報告書を利用した中小企業支援県条例制定及び静岡県行政書士会の利活用について

### 本会の要望要旨

静岡県行政書士会では、中小・零細企業を積極的に支援していく施策として、経済産業省が提唱している知的資産経営報告書を県に提出し、県が認証した企業を支援する中小企業支援県条例制定を提案させていただいています。

知的資産という無形の強みを活用した事業価値を高める経営を実現して、県内の中小・零細企業の経営の安定と発展を図っていくことを目的とします。

知的資産経営を推進することにより決算書に現れない会社の強みを利用して、会社の経営基盤を強くしていくことができます。

また知的資産経営報告書を作成することにより、その過程で会社の理念や目標を会社全体が理解することで社内が活性化され、社員のモチベーションを向上させる効果があると同時に、金融機関ほか利害関係者に、会社の理念や事業計画、それらを実現するための工夫や努力、経営内容や将来の見込み等について理解を得ることができます。

さらに知的資産経営を実行することにより、スムーズな事業承継やスムーズな技術の伝承をも可能にすることができます。

自社の強みを活かし、持続的に成長できる中小企業を育てるために中小企業支援県条例を制定していただき、中小企業に具体的な支援ができるようお願いするものです。

### 顧問県議団のからの回答要旨

県のものづくり条例を改正する方向で検討することもできるかもしれない。いずれにしても、前向きに検討させてもらい、素案ができた時点で行政書士会と相談させてもらうとの積極的なご意見をいただきました。

### 結論（まとめ）

その後、産業委員会の伊藤育子県議が、委員会質疑で知的資産経営報告書について質問を出していただくなど、竹内委員長をはじめ産業委員会の皆様に積極的に取り組んでいただいています。

## テーマ4 経営革新承認申請及び補助金申請における行政書士の利活用について

### 本会の要望要旨

静岡県は経営革新承認数が全国で第1位であり、補助金も多く出していただけていますが、企業にとって申請までの援助はあっても採択後の援助がない状況が続いています。新製品開発などの本来業務を行いながら、補助金精算のために領収書の整理や、合い見積もりをとり、また日々の報告書を作成する等の煩雑な事後処理を負担に感じている中小企業も多いと聞きます。

そこで、補助金申請から、その後の補助金清算等も含めて行政書士がサポートしていきますので、行政書

士の積極的な利活用として、入口の支援策だけではなく最後のゴールまで支援できるような専門家派遣支援策等の検討をお願いするものです。

## 顧問県議団のからの回答要旨

そのような支援策は今までにあまりない支援方法なので前向きに検討する、と回答をいただきました。

## 結論（まとめ）

静岡県行政書士会としても、県内の補助金制度と企業への支援状況を調査して、よりよい支援策を検討し今後提案させていただくこととします。

## 第 6 分科会報告書

日 時 平成25年10月 4 日(金) 午後 3 時30分～午後 5 時30分

場 所 ホテルアソシア静岡 3 階「駿府」

出席者 静岡県議会建設委員会

副委員長 鈴木智議員（静岡市駿河区）、渡瀬典幸議員（袋井市・周知郡）

和田篤夫議員（御殿場市・駿東郡北部）、小長井由雄議員（静岡市葵区）

静岡県行政書士会

座 長 五條義人常任理事

サ ブ 月見里和夫副会長

書 記 梅原勤一理事（志太）

会 員 藤井正春（伊東）、竹内恒孝（沼津）、谷口民衛（御殿場）、平下守男（富士宮）

石切山通夫（清水）、石上忠弘（静岡）、鈴木 武（中遠）

## 報告内容

### テーマ 1 土木事務所における変更届出書等の受理業務委託について

#### 本会の要望要旨

現在、当会では県との委託契約により、約30年にわたり経営事項審査の事前審査業務を行っています。その間には、法改正や制度改正があり、県発行の「経営事項審査申請要領」改訂作業にも協力させていただいています。

このような中で、各土木事務所担当官が行っている建設業許可変更届書等の受理受付業務を専門家である行政書士を活用し、行政書士会へ外部委託することにより業務の効率化が図られ、担当官が本来業務に集中できるものと考えます。

取り掛かりとして、職員異動時に新人担当官が不慣れな為にスムーズな受付事務ができていないことによる不便さを解消するため、この時期に行政書士を活用し、共同して受付業務を行うことを要望するものです。

#### 顧問県議団からの回答要旨

要望の主旨は理解できたので、近日中に開催される静岡県議会建設委員会で検討します。と回答をいただきました。

#### 結論（まとめ）

平成25年 9 月開催の定例会建設委員会では質問事項として取り上げられていませんでしたが、引き続き建設委員会の先生方に要望本旨をご説明し、今後の議会の委員会で取り上げていただくよう努力して参ります。

### テーマ 2 土木事務所における申請書等提出時の本人確認徹底について

#### 本会の要望要旨

当会では平成 4 年静岡県議会に「窓口業務の適正化を求める請願」を行い採用されました。



これにより静岡県内の土木事務所に非行政書士排除の窓口表示板が設置されましたが、年月の経過とともに一部に法令遵守の意識が希薄となり、非行政書士行為も見受けられるようになってきています。

このような行為は行政書士法違反はもとより、申請者に与える不利益も大きくなる可能性があることから非行政書士を排除することが申請者の利益を守ることになると考えます。

そこで本年度途中から経営事項審査申請の際に受審者の身分を確認することが県通知により実施されましたことと同様に、土木事務所での申請書等提出時にも身分証明書の提示を求め、本人確認を行うことにより非行政書士排除の徹底を要望するものです。

## 顧問県議団からの回答要旨

書類の提出者が報酬を得ていなければ行政書士法違反ではないと理解している。

その場合でも身分確認を求めるのは如何なものかと考えるが、反復継続して行っていれば逐条解釈により行政書士法違反に該当するのではと思料します。

この件についても当委員会で検討します、と回答をいただきました。

## 結論（まとめ）

平成25年9月開催の定例会建設委員会では質問事項として取り上げられていませんでしたが、引き続き建設委員会の先生方に要望本旨をご説明し、今後の議会の委員会で取り上げていただくよう努力して参ります。

## テーマ3 静岡県建設業審議会への行政書士の登用について

### 本会の要望要旨

建設業法第39条の2に基づき、静岡県条例において定められた「静岡県建設業審議会」が不定期に開催されています。

その審議会委員は定員20名以内と規定され、現在17名で構成されています。

その内、学識経験者が7名となっています。行政書士は許認可手続きの専門家として社会から認知され、静岡県の建設産業においては、建設業法に基づく許可や経営事項審査についての当該手続きの概ね60%にあたる建設業者から受託しています（静岡県行政書士会建設業委員会調べ）。

これらの職務は建設業法及び関連諸法規に精通したものでなければ成し遂げることはできません。

行政書士は、建設業法で定められた諸手続きを取り扱う唯一の実務家です。

静岡県内の大部分を占める中小零細建設業者（建設業を営むものを含む）の声（実体、現状）を県政に反映させることや、精通した行政書士の知識、知恵を県政にお届けし、社会貢献に繋がりたいと思料いたします。これにより、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等が図られ、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与できるものと確信し、静岡県建設業審議会へ委員として登用を要望するものです。

## 顧問県議団からの回答要旨

毎年、県と意見交換会を開催していると聞き及んでいるが、確かにそれだけでは十分に県政に反映されるとは言い難いので、要望内容を委員会で検討します、との回答をいただきました。

## 結論（まとめ）

平成25年9月定例会建設委員会において、鈴木智副委員長・小長井由雄委員が静岡県建設業審議会への行政書士の登用について、当会の要望本旨をご理解いただいた質問がなされました。

残念ながらこの質問に対し県は、学識経験者、建設工事の需要者、建設業者、関係官庁職員と規定された構成委員の要件に該当せず、選任するのは難しいというものでした。

鈴木智副委員長より、次回開催の議会の建設委員会で引き続き質問したい旨のご返答があり、積極的に取り組んでいただいていることに感謝し、要望の実現に向けて努力して参ります。

## 第7分科会報告書

日時 平成25年10月4日(金) 午後4時00分～午後5時30分

場所 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」

出席者 静岡県議会文教警察委員会

副委員長 藪田宏行議員(御前崎市)、東堂陽一議員(掛川市)

多家一彦議員(沼津市)、池谷晴一議員(御殿場)、天野 一議員(静岡市葵区)

静岡県行政書士会

座長 佐野一憲常任理事

サブ 鈴木市代副会長

書記 高本良一理事(富士)

会員 芹澤光春(御殿場)、黒田 忍(静岡)、森田俊廣(榛原)、中山 誠(掛川)、小林純一(掛川)

### 報告内容

#### テーマ1 車庫証明窓口における申請者の本人確認について

##### 本会の要望要旨

昭和52年10月及び同59年9月に日本行政書士会連合会と社団法人自動車販売店協会連合会との間で車庫証明に関する基本方針の確認書が締結されています。また、平成4年12月に静岡県議会において窓口業務の適正化に関する請願書が採択され、静岡県警察本部長にも窓口業務の適正化について通知されております。

しかしながら、現状に於いて自動車販売店のセールスマンが書類を作成し提出・受領しているのが実態です。請願採択から20年余りが経過している為、窓口の規制及び対応も請願を頂いた趣旨と外れています。改めて、請願の内容を御確認いただき、行政書士でない者が車庫証明窓口に申請書を提出した場合は本人確認の徹底と行政書士法に抵触する恐れが見受けられた際には、窓口指導が行われる様お願いいたします。

##### 顧問県議団からの回答要旨

内容については、充分理解し、来週(10月7日～)の文教警察委員会において、ただちに質問し、適正な指導が行われるように委員会に対応していただけるとの回答をいただいた。

また、警察の意識が統一されれば、単純に解決できる話である様に感じる、との見解もいただいた。

##### 結論(まとめ)

平成25年9月定例会文教警察委員会で自動車保管場所証明書についての質問が行われ本会の要望要旨を説明していただきました。

本会運輸委員会では今後も県警規制課との協議を継続して行います。

#### テーマ2 生活安全課への古物商・金属くず商の申請における代理権および受領の徹底について

##### 本会の要望要旨

行政書士には、平成13年6月29日公布、平成14年7月1日施行の行政書士法により、代理権が付与され11年が経っているが、各警察署の窓口での対応の統一がなされていません。各警察署間で調整を行い、静岡県警察本部と静岡県行政書士会担当者が積極的に協議し、早期に代理権を認めていただけるように要望いたします。

##### 顧問県議団からの回答要旨

インターネットでの古物取引も最近は多くなっているようなので、今後はこの様な問題が多くなってくると考えられる。代理権についてもテーマ1と同様、文教警察委員会において質問し適正な取り扱いが行われるよう警察に対応を求める、との回答をいただいた。また、質問の仕方によっては行政書士に不利な回答を引き出してしまうかも知れないので慎重に質問の仕方を考慮しなければいけない、とのご配慮をいただいた。

##### 結論(まとめ)

平成25年9月定例会文教警察委員会で取り上げられ、県警からは署によって、担当者によって取り扱いが違ふ点は指導を徹底するとの回答をいただいた。

## 平成25年度行政書士試験

試験日 平成25年11月10日

会場 日本大学国際関係学部三島駅北校舎

今年度の行政書士試験は、例年試験会場として利用させていただいてきた静岡大学が耐震補強工事の為、日本大学国際関係学部三島駅北校舎での実施となりました。

初めての会場であるため10月26日、会場である日本大学国際関係学部三島駅北校舎をお借りして入念な会場視察や打ち合わせを行いました。

試験当日には、JR浜松工場敷地内で不発弾処理が予定されダイヤの乱れによる試験への影響が心配されましたが、順調に処理は行われ試験には影響がありませんでした。また、初めての会場にもかかわらず試験監督員及び試験本部員の皆様の協力により、トラブルもなく無事に試験は執り行われ終了することができました。

今年度の静岡県試験会場での受験申込者は、1,524名、受験者は1,216名でした。



平成25年度

## 行政書士制度広報月間実施報告

## Ⅰ. 電話無料相談

| 日時・場所等       | 日 時                                                                                                                                                                        | 場 所       | 回答スタッフ（延べ人数） |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
|              | 10月1日、2日、3日<br>10時～16時                                                                                                                                                     | 静岡県行政書士会館 | 10名          |
| 告知方法<br>実施方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオスポット広告（有料及び無料）</li> <li>・SBSラジオ番組に会長が出演し、行政書士制度及び行政書士業務をPR</li> <li>・ホームページに掲載</li> <li>・19支部が行う無料相談については、自治体の広報誌でPR</li> </ul> |           |              |

## Ⅱ. 対面無料相談

| 実施概要 | 日 時          | 内 容 / 場 所                          |
|------|--------------|------------------------------------|
|      | 10月1日～10月29日 | 19支部が公的施設に無料相談所（38ヶ所）を設置し、無料相談会を実施 |

## Ⅲ. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

| 項目<br>相談件数 | 権利義務・事実証明 |      |               |       |      |      |     |    | 許認可関係 |      |      |      |       |      |     |    |
|------------|-----------|------|---------------|-------|------|------|-----|----|-------|------|------|------|-------|------|-----|----|
|            | 遺言・相続     | 各種契約 | 定款・内容証明・会計記帳等 | 不動産関係 | 戸籍関係 | 知的財産 | その他 | 合計 | 建設・風営 | 法人設立 | 土地開発 | 農地転用 | 自動車関係 | 入管関係 | その他 | 合計 |
| 電話相談       | 16        |      |               | 4     |      |      | 8   | 28 |       |      |      | 2    |       | 2    | 2   | 6  |
| 対面相談       | 36        | 1    |               | 11    |      |      | 10  | 58 |       |      |      | 5    |       | 3    | 2   | 10 |

## Ⅳ. 広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

|               |             |     |                              |                          |     |    |       |     |                                           |  |
|---------------|-------------|-----|------------------------------|--------------------------|-----|----|-------|-----|-------------------------------------------|--|
| 無料相談・グッズ関係    | 会場設置数または配布数 |     | 本会                           | 支部                       | 公的  | 駅  | 会員    | その他 | その他の事例                                    |  |
|               | イベント、グッズ    |     | 事務所                          | 事務所                      | 施設  | 店頭 | 事務所   |     |                                           |  |
|               | 電話無料相談会場数   |     | 1                            |                          |     |    |       |     | PRグッズ（本会広報誌）<br>Beside vol. 3、4、5 各1,230冊 |  |
|               | 対面無料相談会場数   |     |                              |                          | 38  |    |       |     |                                           |  |
|               | ポスター配布枚数    |     |                              |                          | 878 |    | 1,526 |     |                                           |  |
|               | チラシ配布枚数     |     |                              |                          |     |    |       |     |                                           |  |
| その他のPRグッズ配布数  |             |     |                              | 1,420                    |     |    | 1,230 |     |                                           |  |
| 媒体活用関係        | 媒 体         |     | 件数                           | 活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例  |     |    |       |     |                                           |  |
|               | 自治体広報誌      |     | 33                           | 自治体広報誌及び回覧板等で各地の無料相談会を広報 |     |    |       |     |                                           |  |
|               | 新 聞         | 広 告 | 1                            | 静岡新聞                     |     |    |       |     |                                           |  |
|               |             | 報 道 |                              |                          |     |    |       |     |                                           |  |
|               | テレビ         | 広 告 |                              |                          |     |    |       |     |                                           |  |
|               |             | 報 道 |                              |                          |     |    |       |     |                                           |  |
|               | ラジオ         | 広 告 | 22                           | ラジオスポットCM                |     |    |       |     |                                           |  |
|               |             | 報 道 | 1                            | SBS静岡放送の番組に会長が出席して広報     |     |    |       |     |                                           |  |
| 配布物（種類・数）、その他 |             |     | Beside vol. 6、7、8、 9 各1,230冊 |                          |     |    |       |     |                                           |  |



# 投稿

## 重 複 語

(静岡支部 高桐 正雄)

私達が普段何気なしに使っている言葉に同じ意味を重ねて言う「重複」の誤りがあります。中には「意味を強調するためだ」との言い訳もありますが、おかしいと思いませんか。

それでは

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 『一番最初に』    | (二番最初ってあるでしょうか) |
| 『後で後悔する』   | (先に後悔できたら)      |
| 『まだ未熟者ですが』 | (以下、蛇足を省く)      |
| 『過半数を超える』  | 『被害を被る』         |
| 『注目を集める』   | 『銃声音がした』        |
| 『日本に来日する』  | 『製造メーカー』        |
| 『すべて一任する』  | 『今、現在』          |
| 『不快感を感じる』  | 『元旦の朝』          |
| 『車を駐車する』   | 『収入が入る』         |
| 『劣等感を感じた』  | 『轍の跡』           |
| 『犯罪を犯す』    | 『まだ未解決』         |
| 『沿岸沿いに行く』  | 等々              |

ご存知の方も多いと思いますが、重複表現を<sup>やゆ</sup>揶揄しだこんなフレーズがありましたね。

《昔の武士の侍が、山の中なる山中で、馬から落ちて落馬して、女の婦人に笑われて、赤い顔して赤面し》

以下省略

知っているようで知らない日本語。

年を重ねてもいろいろ知らない言葉があるので、改めて日本語の奥深さを痛感します。

『お体ご自愛ください』

「ご自愛」とは、「お体を大切にしてください」との意味で、「自愛」自体に体の意味が入っているとの事  
「自」＝「体」、「愛」＝「大切」ということになります。

ここまで穿さくされると「もういい加減にしてくれ」と言いたくなりますね。



## 投稿

## ドラマ【半沢直樹】

(富士宮支部 保坂 昭秀)

TBS系で日曜日放映の評判ドラマ「半沢直樹」を視聴して面白さに書店で原作「オレ達バブル入行組」及びその続編を購入、一晩で読破してしまった。

私も第一の人生は地元金融機関に四十年勤務した身、小説に登場する監督官庁、国税マルサに対する対応、顧客の粉飾決算書、いずれも体験、懐かしい思い出である。権力者は強力なバリアで保護されているから、非力なサラリーマンは対抗できない。著者は大手銀行勤務経験者とあってリアルな場面が随所に見受けられ、推測ながら著者も体験した事がネタになっていないだろうか？サラリーマンは職権と言う刀には抵抗不可能。ドラマの様に上司の不正を発見した場合は別として、なまじ、正義感で上司の意見に逆らうと人事考課という合法的な手段でお返しを受ける。

処世術の上手な同僚・後輩が、昇格試験という障害物を巧みにくぐり抜け、多少のチョンボをしてもスイスイと昇進するのを見るにつけ、サラリーマン生活で一番痛切に感じたのは、実社会は真面目一本では陽のあたる場所にでるチャンスはすくない、ということ。

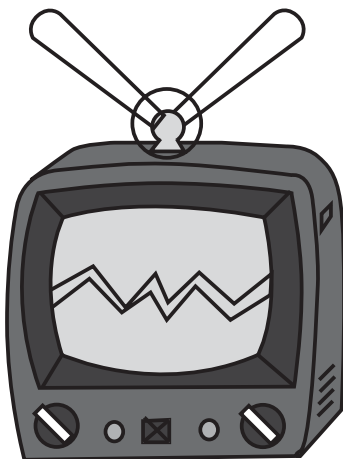
在職四十年、顧客からのクレームに体を張って対応してくれた上司、失敗は部下の責任と火の粉を避ける上司、いろいろな人達に仕え、宮仕え生活を過ごした。翻って、晩年自分が年功序列で若い人を監督する立場の末席に座した時、コンプライアンスを厳守、部下に適切なサポートし後ろ盾になれたのだろうか定年退職

して遅まきながら反省する事がある。ドラマは小説の為、やや誇張している箇所もあるが、かなりリアリティーにあふれている。

主人公の職位を恐れる事なく、身にかかる火の粉に対し「オレは性善説、しかし、不正にたいしては、倍やり返す」

主人公 半沢直樹、不正に関わった上層部や金融検査官との丁丁発止のやり取りは痛快、このストーリーの興味最高の所でもある。もう一人 半沢直樹の同期入社の人 タミヤ電気に出向させられた近藤直弼 出向先での社長や社員から疎んじられ、実力を発揮できなかったが、表向きの決算とは違う裏帳簿の存在に気付く正義感に…世の中、自分の職場に百パーセント満足している人はあまりいない筈、何処の組織にも多かれ少なかれ矛盾は存在する。だから「オレたちバブル入行組」は読者がサラリーマンであれば大受けする読後感がある。どんなに小突きまわされても挫けない主人公 半沢直樹、組織に従いながらも譲れない正義、このドラマの最大の見せ場、一時テレビ放映された里見浩太朗演ずる「水戸黄門」のセリフ「この紋所が目に入らぬか」

小説は多読しているが、最近こんな清涼剤の様なスカッとした読後感は久しぶり、世の中この様な人達ばかりであつたら過ぎよいのだが。



## 平成25年度 静岡支部旅行 福島県いわき市・会津若松市訪問 『フラガールと一緒に踊り、八重にないきって(?)、みんなで復興支援!!』

(静岡支部 山本 隆)

去る10月20日(日)と21日(月)の2日間、静岡支部では総勢27名で福島県いわき市・会津若松市を訪れてまいりました。旅行の目的は副題にあるだけではなく、被災地を目に焼き付け、現地の方のお話を拝聴することにもあります。

初日の20日は未明から、雨。福島は晴れていることを祈り、バスで出発です。

長い道中は、ガイドさんや前田厚生部長のお話を聴いて、福島のミニ知識を仕入れたり、何回か予定外のトイレ休憩があったり、映画「フラガール」を観て(この日の宿泊先スバリゾート・ハワイアンズが舞台の映画なので)、夜の予習をしたりとしているうちに第一の目的地、ららミュウ(いわき小名浜港にあるいわき市観光物産センターです)到着です。

こちらで、海の幸盛りだくさんのランチをいただきました。このららミュウは震災時、建物の骨組みしか残らないほどの被害をうけ、周りもがれきの山だったそうです(震災一カ月後にいわき市の避難所回りをした前田部長に当時の写真を見せていただきました)。

しかし、そのような話を見聞きしないかぎり当時の惨状がわからないほど復興しており、ここまで整備するのにどれほど現地の人々は頑張ってきたのか頭が下がる思いです。

雨はやむどころか、どんどん強くなってきました。次は美空ひばりの名曲「みだれ髪」で有名な(私は今回初めて知りました)塩屋埼灯台へ向かいます。

いよいよ灯台が近くになると海に面した広大な平地が見えてきました。そこはよく見ると、雑草の間から、コンクリートの基礎がちらほら見えます。便器がむき出しになっているのが見えます。実はこの辺りは震災前、住宅地だったところでした。あまりに荒れ果てた姿にただただ圧倒され「筆舌にしがたい気持ち」になりました。

その後、塩屋埼灯台横のお土産店「山六観光」の社長の鈴木様から震災時のお話をさせていただきました。

まさに地震がおきた直後、津波がくるまでの写真を見せていただきながらの説明だったのですが、津波の規模の大きさ、破壊力、その後の様々な大変な出来事、話すたびに辛いことを思い出すはずなのに、懸命に私たちに伝えてようとされていました。すごいパワーです。

悪天候のため、灯台見物はやめにして、この日の宿泊先であるスバリゾート・ハワイアンズへ移動です。(前述の映画「フラガール」の舞台となったところで)

まずは統轄支配人下山田様による被災と復興支援のお話を伺いました。

ハワイアンズの建物が壊滅的な被害を受けたにもかかわらず、避難されてきた地元の方々を快く受け入れて復興してきたお話しにホテルマン魂以上の強さを感じました。

ここまでが被災地訪問についてのことになるのですが、今回この旅行の紀行文を書くことを依頼されたとき、被災地についてどのように書いていこうか悩みました。現場を見てきた今では言葉で表現することの難しさを痛感しているからです。できるだけありのまま見たこと、感じたことを断片的に書いたつもりです。

さてここからは、リラックスモードに切り換えてハワイアンズを堪能します。

とにかく広い施設で、気をつけなければ迷子になること確実、できるだけ団体行動を取るようにしました。お風呂は何種類もあったようですが(把握できません)、世界一の大露天風呂は解放感抜群でした。

お風呂の後は宴会。

支部の皆さんで和気あいあいとした雰囲気の中、親交を深めていただき、厚生部主催のご当地クイズ大会で盛り上げたつもりです。(私が作成した問題が拙くて申し訳ありませんでした。)

そして、いよいよ、フラガールショー。

やはりライブは映画とは違い、すごい迫力でしたし、映画に出ていた女優さんより綺麗な方たちばかりでし



た。そして、前田部長に無理やりステージと一緒に連れて行かれ恥ずかしながらフラガールと一緒に踊るコーナーに参加しました。あとで聞いてみると誰も私たちが壇上にあがっているのを知らなかったようで、恥ずかしがって損をしました。

ショーの後は、フラガールと記念撮影。最初は皆さん恥ずかしがっていたのか、数名での撮影になりそうだったのですが、次から次へと撮影の輪に入り、結局静岡支部集合写真の撮影をするかのようになっていました。

再度、露天風呂に向かい、この日の夜は更けていきました。

翌21日はよく晴れました。

まぶしい日差しを浴びながら、バスは一路会津若松へ。支部長はスマホとパソコンをつなげ、登記事項証明書のネット請求をバスの中で新入会員にレクチャーしています。

そうこうしているうちに会津若松到着、鶴ヶ城の天守から観る風景は残念ながら昨日の雲が残っていて、視界が良くなかったのですが、高いところから見下ろすことは、視野が変わって気持ちのよいものです。



すぐそばにある大河ドラマ館では現在放映中の「八重の桜」にてでくる模擬スベンサー銃で、八重になりきり(?)、体験射撃をしてきました。

お昼は会津西街道の陣屋を移築した建物で「わっぱ飯」。平家落人の伝説が残る奥会津の檜枝岐で作られる器「曲げわっぱ」に会津の食材が満載のご飯です。私は今まで食べたことのないご飯の食感で、おいしくいただきました。食後は、最後の目的地、野口英世青春館・七日町通りを散策し、皆さん最後のお買いものを済ませたあと、帰路につきました。

夕方に首都高速を通過することや、ちょうどこの日から東名高速の集中工事が始まったというマイナス要因が重なり渋滞しました。しかし、コメディ映画を観ながら、また、大川支部長・前田部長が用意してくださったクイズを行い楽しい雰囲気の中で、静岡駅には予定より3時間遅れの夜12時近くに無事到着することができました。

27名の参加者の皆様ご苦労様でした。また大川支部長、厚生部メンバーの前田部長、平島さん、森さん、他今回の旅行に携わっていただいた皆様、ご苦労様でした。そして貴重な経験をありがとうございます。

静岡支部 厚生部 山本 隆



追記

2011年4月9日、いわき市内の被災地内で「くまのプーさん」を発見。



そして今回の旅行で訪問した、ららミュウ内「東日本大震災展」にてプーさんと再会、涙が出てきてしまいました。



静岡支部 厚生部長 前田芳秀

# 連合艦隊の顛末

(静岡支部 佐藤 吉男)

## (一) 海防思想欠如の日本

黒船来襲で、江戸幕府は列強の圧力に屈して、開国。渡辺崋山、高野長英ら蘭学者の海防思想は、一時、蛮社の獄によって刈り取られてしまったが、後に海国日本にとって必要欠くべからざる政策となって展開した。

ところが、太平洋戦争終結後、日本の海防思想は平和惚けしたのか、アメリカの核の傘下にあって全く欠如してしまった。竹島は韓国に、北方領土はロシアに実効支配され、尖閣諸島は中国が領有権を主張するようになって、改めて、誰が日本の国土を守るのか、憂慮されている昨今である。

前線で戦った兵士たちはだんだん亡くなり、いまやおばさんたちが銃後を語る時代となりつつある。そんな時、思うのは、太平洋に沈んだままの連合艦隊の数々の艦のことである。

## (二) 連合艦隊の顛末

昭和十六年十二月八日、日本は無謀にも真珠湾を奇襲し、英米連合国に宣戦を布告して、マレーシアに上陸。十二月十日、フィリピンに上陸。昭和十七年、ジャワ海戦でスマトラ、ジャワ、ボルネオを制圧。しかし、同年六月、ミッドウェイ海戦から敗戦への一途をたどる。同年十月二十五日、ソロモン海戦で「比叻」が撃沈。昭和十八年二月一日、ガダルカナル島を撤退。四月十八日、頼みの連合艦隊司令長官・山本五十六がブインで戦死。五月二十九日、アッツ島玉砕。昭和十九年七月十日、サイパン玉砕。十月二十三日から二十六日、レイテ沖海戦。昭和二十年二月十九日、硫黄島陥落。いよいよ東京空襲。四月七日、「大和」は沖縄沖で撃沈。日本海軍は八月十五日を待つことなく、栄光の幕を閉じた。

軍艦は大和、武蔵、長門、睦奥、山城、扶桑、伊勢、日向、金剛、榛名、霧島、比叻の十二隻。そのうち終戦時に動くことができたのは、長門のみである。

航空母艦のうち正式空母は、鳳翔、赤城、加賀、龍壤、雲龍、蒼龍、天城、飛龍、大鳳、葛城の十三隻。軍艦の改造空母は龍鳳、祥鳳、瑞鳳、千歳、千代田の五隻。商船を改造した空母は、飛鷹、隼鷹、大鷹、雲

鷹、沖鷹、神鷹、海鷹の七隻。計二十五隻のうち残ったのは鳳翔、葛城の二隻のみである。

重巡洋艦愛宕他十八隻、軽巡洋艦夕張他二十隻、駆逐艦百二十隻、伊号潜水艦四十八隻、ろ号潜水艦十七隻のうち残ったのは、巡洋艦三隻、駆逐艦三十隻、伊号潜水艦十隻のみである。

## (三) 戦艦の最後

### 比叻の場合

昭和十七年十一月十三日、朝から敵機の攻撃にさらされて操舵不能に陥り、西田艦長は自沈を決意、サボ島北西八海里付近で、百八十八名とともに沈んだ。

山本長官は、「処分するな、曳航して帰れ」と命じたが、午後四時、十一戦隊司令部から処分命令が出され、乗員を駆逐艦に移し、「雪風」から魚雷二本を発射。いったん現場を離れたが、午後十一時、戻ってみると、「比叻」の姿はなかったという。それは、あたかも平家を打ち滅ぼして、最後は頼朝に追われて奥州に逃れた義経にも似ていた。

### 武蔵の場合

昭和十九年十月二十三日、シブヤン海に入ったところを米空母機の第一波が来襲し、右舷に魚雷一本が命中。続く第二波の空襲で魚雷三本、直撃弾二発が命中。さらに第三波が来襲し、魚雷五本、直撃弾四発が命中。第四波で左舷に十度傾き、艦首を海に突っ込んだ。第五波の空襲でも五時間浮いていたが、午後七時三十七分、突然グラリと左に横転し、艦首より沈んで行った。四十六センチの主砲を一発も敵艦に向かって発射することとはなかった。

栗田艦隊が反転して、そばを通過したときは、ようやく水上に出ている状態だったという。越野中佐は、艦長に別れを告げ、海に飛び込むと兵士たちを助け上げ、再びとって返し、ついに帰らなかった。

猪口艦長の遺書には「全国民に期待をかけられた本艦を失うことは、まことに申し訳なし」と書かれていた。

### 金剛の場合

昭和十八年十一月十六日、ブルネイ泊地を出て内地

へ向う途中、台湾の基隆北西で米潜水艦の魚雷四発をうけ、一発は艦首近くの錨鎖庫に、もう一発は中央部の機関室付近に命中。大正二年の建造だったため、甲板の合わせ目がゆるみ、ひどく浸水して、機械は停止、左へ傾斜。「総員甲板上へ」という命令が出たとき、二十一日午前五時三十分、島崎艦長以下千二百五十名を乗せたまま沈没した。救助された者はわずか二百五十名だった。乗員総数のわずか六分の一にすぎなかった。

沈没のスピードが速かったことで、弾薬庫の爆発で生き残った人々も、艦から出るに出られず、運命をともにしたものと思われる。

#### 山城の場合

昭和十九年十月二十五日、ブルネイに出撃しレイテ戦に参加したが、スリガオ海峡で米艦隊の集中砲火を浴び、四本目の魚雷が最大の弱点であった弾薬庫に命中して、大音響をあげて沈没した。作戦命令の予定時間より早く突入した西村司令官と部下四千名は全滅。特攻的精神をもって西村中将が犠牲を払った布石は、栗田部隊に伝わらなかった。栗田部隊は、レイテ湾を目の前にして反転してしまったからである。子息は一足先にすでに戦死しており、西村中将は、戦争という運命に従い、覚悟を決めて突入したといわれている。

#### 榛名の場合

昭和十九年十二月二十日、呉軍港にあったが、米機動部隊の大空襲を受け、江田島の小用海岸で大破、着底した。

#### 長門の場合

長門は武運長久の戦艦だった。ミッドウェイ、ガダルカナル海戦はもとより、あ号作戦、捷一号作戦に大和とともに奮戦したが、死傷者が少なかった。レイテ沖海戦でも奇跡の反転をして、五十二名を失っただけだった。

しばらく横須賀に横付けになり、敵機の空爆を受けながら、丸腰のまま終戦を迎えた。

昭和二十一年七月二十五日、米軍に引き渡された後、ビキニ環礁で水爆実験に伏され、ついに沈没した。七月一日の空中爆発では沈まず、七月二十五日の水爆実験で戦艦アーカンソーが瞬時に、空母サラトガが七時間半後に沈んだ中で、七月二十九日夜になって沈んだ。今も放射能を浴びせられたまま、ビキニ環礁に眠っている。横須賀のヴェルニー公園に「海軍の碑」と並んで、「戦艦長門の碑」がある。幕末に罪なくして斬られ、海軍の祖ともいべき小栗上野介の胸像に見守ら

れている。

#### 大和の場合

大和の運命はそのまま日本海軍の運命だった。アウト・レンジの思想から大和には、四十六センチ砲が取り付けられていた。最大射程四万二千メートルが必要で、敵との距離も四十二キロ以内でなければならなかった。戦艦は空母を援助するためのものであったが、大和の巨体は小回りが効かなくて、空母に寄り添うには不便だった。そのため、この主砲がようやく火を吹いたのは、もはや日本が追い詰められたレイテ戦以降であった。

昭和二十年四月七日、天一号作戦にすべてをかけて、沖縄をめざして進撃したが、豊後水道を出たところで米空母機の猛攻撃を受け、午後二時二十三分、九州坊の岬南方の沖合で大傾斜の後、前後部砲塔に誘爆を起し、大火柱を残し沈没した。それはあたかも日本海軍の終焉を告げる雄たけびであった。大和は、祖国と古き時代へ名残を借しんで沈んでいった。

#### (四) 航空母艦の最後

##### 赤城の場合

昭和十七年六月五日、ミッドウェイ海戦で敵艦爆撃機の奇襲を受け、やや左に傾き、第二弾が飛行甲板中央のエレベーターに命中。格納庫内が爆発し、約二十分後沈没した。

##### 加賀の場合

昭和十七年六月五日、ミッドウェイ海戦で雲間から急降下した敵爆撃機九機に奇襲され、一弾が飛行甲板の中央部に命中。火が格納庫内に回って爆発。午後四時二十五分、前後ガソリン庫に引火。大爆発を二十四回起して沈没した。

##### 天城の場合

昭和二十年七月二十四日、三ツ子島に繋留されていたが、爆弾一発を飛行甲板中央部に受け、艦底の後部左舷機関室は浸水。四日後の二十八日にも直撃弾一発を受け浸水。二十九日朝、左舷は大きく傾いたまま、完成後一年で終戦を迎えた。エンジンの不調で沖縄戦からはずされていたのである。

##### 雲龍(うんよう)の場合

天城からの任務を引き受けて、宇品港から特攻兵器を満載して出撃した。

昭和十九年十二月十九日午後四時、上海の東方沖の舟山列島付近で米潜水艦「レッドフィッシュ」の魚雷攻撃を受け、積載していた特攻兵器「桜花」の誘爆で



沈没した。

#### 信濃の場合

昭和十九年十一月二十九日、米潜水艦「アーチャーフィッシュ」の放った魚雷が命中。水線下三メートル付近をえぐられ、傾斜十五度となり、洋上に停止。傾斜三十四度となり総員退去。十時五十七分、潮岬南東四十八キロ地点で沈んだ。

#### 瑞鳳の場合

昭和十九年十月二十五日、小沢機動部隊に属し、捷一号作戦に参加したが、午後三時二十六分、ルソン島エンガノ岬北方で魚雷二発爆弾四発を受けて沈没した。八百四十七名は駆逐艦「桑」、九十八名は戦艦「伊勢」に収容された。

#### 瑞鶴の場合

昭和十九年十月二十五日、捷一号作戦に参加したが、敵機から集中攻撃を受け、魚雷七本、爆弾七発が命中し、午後二時三十分、エンガノ岬沖で沈んだ。生存者八百六十六名は駆逐艦「初月」、「若月」に収容された。

#### 蒼竜の場合

昭和十七年六月五日、ミッドウェイ海戦で、午後四時二十分、敵艦爆撃機十二機の攻撃を受け、一発目はエレベーター、二発目は艦橋の真横、三発目は艦船に命中。被弾して二十分後に大火災を起こし、弾薬庫にも火がまわり、艦尾から沈没した。

### (五) 巡洋艦の最後

#### 愛宕の場合

昭和十九年十月二十三日夜明け、パラワン水道南口で待ち伏せしていた米潜水艦「ダーター」が放った四本の爆弾を受けて、六時五十三分沈没した。はじめ火災を起こしたものの浸水で消え、第一撃を受けて二十分後に、あっけなく沈んだ。重油の海を泳いでいた兵士たちは、「岸波」「朝霜」によって救助された。爆発を起こさなかったために、機関科の戦死者が多かったといわれている。

三島の妙法華寺の裏に「愛宕」の戦没者の碑があるのも、生存者が多かったせいかもしれない。

#### 夕張の場合

昭和十九年三月二十八日、輸送作戦を終えての帰路、ソンソル島付近で米潜水艦「ブルーギル」の雷撃を受けて航行不能となり、午前十時十五分艦首より沈没した。

#### 神通の場合

昭和十八年七月十三日、コロンバンガラ沖夜戦で陣

頭指揮をして、三隻を撃破したものの、敵艦隊の集中砲火を浴びて火災に包まれ、真っ二つに切断されて沈没した。

#### 五十鈴の場合

昭和二十年四月七日スンバウ島ビマ沖で米潜水艦「ゲビラン」「チャー」の雷撃を受け、二つに折れて沈没した。

#### 最上の場合

昭和十九年十月二十四日、午前八時三十分、コロンへ向う途中で敵機四機と応戦したが、機銃の回転が停止。九時、再び敵機七機が来襲。「曙」に総員退去。「曙」は「最上」に魚雷を発して沈没させた。

#### 羽黒の場合

昭和二十年十二月十六日、シンガポールを出港後、ペナン沖で英空母の爆撃と英駆逐艦の砲撃を浴び、航行不能となる。大きく左に傾き、夜明けに沈没した。

#### 青葉の場合

第六戦隊の生き残り、ソロモンの狼といわれた。

昭和二十年七月二十八日、呉の大空襲で被弾。艦内は満水となって着底。艦尾が切断されたまま終戦を迎えた。

#### 高雄の場合

シンガポールに停泊中、潜水艦の攻撃を受け、航行不能のまま終戦を迎えた。昭和二十一年十月二十九日、「妙高」と同様に英海軍によってマラッカ海峡で海没処分された。

#### 大淀の場合

昭和二十年七月二十八日、敵機動部隊の大空襲により、命中弾五発、至近弾四発を受けて火災。さらに銃いた大空襲により傾斜がひどくなって大破。右舷を下に沈没した。

#### 利根の場合

昭和二十年二月二十日、江田島に回航され、津久茂沖に係留されていた。終戦間じかの七月二十八日、米機の空襲によって浸水し、左に二十一度傾斜した後、江田島湾で大破。そのまま終戦を迎え、昭和二十三年、解体された。

### (六) 駆逐艦の最後

#### 早霜の場合

昭和十九年十月二十六日、比島沖海戦でシブヤン海を引き上げて東進中、バビアン諸島東部で米雷撃機に艦首を吹き飛ばされて沈没した。



#### 長波の場合

昭和十九年十一月十一日、オルモックの入口で敵機の襲来を受け沈没した。

#### 秋霜の場合

昭和十九年十一月九日、マニラへ帰る途中敵機の空爆を受けて艦首をとられ、十三日のマニラ空襲の後、総員退去の命令が出て沈没した。

#### 雪風の場合

かずかずの作戦に参加していたが、その都度九死に一生を得ていた。戦後、復員移送に従事し、一万三千五十六名を内地へ輸送した。昭和二十二年七月六日、中華民国に引き取られ、「丹陽」と名を変えて、国府艦隊の旗艦を動めた。

昭和四十五年、台風によって座礁。昭和四十六年、舵輪と錨が日本に帰ってきた。

#### 時津風の場合

昭和十八年三月三日、ガダルカナル島撤収作戦に従事していたが、ラエ輸送作戦の途中、ダンピール海峡で敵機百機の攻撃を受け、魚雷一本が命中して、クレチン岬南東沖に沈没した。

#### 秋月の場合

昭和十九年十月二十五日、比島沖海戦でエンガノ岬沖に出撃したが、米機動隊の空襲を受け、航行不能となる。六分後、大爆発を起こし、左に傾いて沈没した。

#### 神風の場合

昭和二十年八月十五日、無傷のまま終戦を迎えたが、復員輸送船となった。昭和二十一年六月七日、御前崎で座礁した海防船「国後」を救出中座礁し、そのまま放棄された。

#### 野風の場合

昭和二十年二月十一日、シンガポール行きの最終便になったが、十六日、午前三時、一瞬にして海底に消えた。

#### (七) 潜水艦の最後

##### 伊号400号の場合

昭和二十年八月二十三日、大湊よりウルシー攻撃に向ったが、二十九日、内地へ反転して東京の北東五百海里で、米潜水艦「ブルー」に捕獲され、翌日、横須賀に入港し、米潜水艦「ブルテウス」に横付けされた。そして、昭和二十一年六月四日、米軍によってハワイ近海で沈没した。

##### 伊号168号の場合

ミッドウェイ海戦で唯一戦果をあげた潜水艦であったが、昭和十八年七月二十七日、トラック泊地を出撃してラバウルに向かう途中、米潜水艦「スキャンプ」に攻撃されて沈没し、乗員全員戦死した。

おわり

#### 佐藤吉男さん杓子庵（しゃくしあん）文学賞受賞

文芸フォーラム静岡は「第18回杓子庵文学賞」の受賞作を発表し、ノンフィクション部門で佐藤吉男さんの作品で2012年に焼失した教会を題材とした「谷津の教会」が選ばれました。

おめでとうございます。

## 掲 示 板

### 埼玉県行政書士会来訪報告書

日 時：平成25年10月23日 15時30分～17時30分

来 訪 者：埼玉県行政書士会

会長 荒岡克巳、副会長 関口隆夫、総務部長 正治 亨

総務委員 古谷野幸夫、木田 亮、松尾信一

応 対 者：月見里副会長、平岡副会長、奥山理事、中山（議事録作成）

来訪目的：静岡会における苦情処理の現状把握と意見交換

### 平成26年度定時総会

開催日時 平成26年 5 月23日(金)

会 場 オークラアクトシティ浜松

浜松市中区板屋町111- 2

TEL 053-459-0111

### 2月22日は行政書士記念日です

無料電話相談を開催

受付電話番号 054-254-3003

時間 午前10時～午後4時



平成26年 1 月 8 日 川勝平太県知事表敬訪問

おまかせください  
あなたの毎日を  
しっかりサポート

●行政書士賠償責任補償制度

お客様との信頼関係の維持の為に  
お客様からの賠償請求にそなえる保険。

●行政書士新団体医療補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険。  
病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険。

●成年後見賠償責任補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険

●確定拠出年金・個人型

公的年金のプラスアルファとして

行政書士の皆さまの毎日を  
しっかりとサポートする  
ために、業務や生活に必  
要な保険から、専門書籍、  
ITサポートなどの豊富な  
メニューをご用意。  
行政書士の皆さまにとって  
なくてはならないサービス  
をこれからもご提供いた  
します。

全行団

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階  
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677

有限会社全行団は、日本行政書士会連合会及び  
地方協議会から出資を受けた行政書士の福利  
厚生、事務所運営を目的とした営利法人です。



詳しくはホームページ <http://www.zengyodan.co.jp/> をご覧下さい。

## living room

## 「門 松」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

子供の頃、暮れも押し迫った寒い夜 仕事から帰った父親が玄関に松飾りを付けていた。こんな夜にやらなくてもと寒さで掌を真っ赤にした父親に尋ねると「明日は29日だから今日飾らないといけない。縁起物の松飾りだから、29日は9日、19日と来て9の末日であるから“苦を待つ”ことになる。31日は元旦までに一夜しかないから“一夜飾り”と言って神様に失礼である。30日でもよいがせっかく買ってきたので、一日でも長く飾りたいから、今夜飾ったのだよ」と言った。

1 + 1 は 2 であり、眼に見えるもの以外は信じていないという合理主義者であった父親の言葉に耳を疑ったものである。神棚の注連縄を掛け替え、床の間のお供えを整え、台所や私たち兄弟が乗る自転車にまで輪飾りを付け、私が眠りにつく頃にやっと食卓に付き熱燗をすすっていた。

年を重ねてくると気がつくことがある。何気ない所作動作が、父親そっくりであることに。特に父親の所作で嫌いなところばかりが似ているような気がする。昨年11月に結婚式を挙げた息子をみていても、私の所作に似ていることを発見する。DNAということか、それとも一緒に暮らしていて似てしまうものなのかよくわからない。いずれにしても子供の頃に刷り込まれたものは、引き継いでしまうものなのか？父親が亡くなってからは、注連飾りの飾り付けは私の仕事になっている。それも買ってくる注連飾りに飽き足らず数年前から見よう見真似で“門松”を造り始めた。

12月28日までに間に合わせようと、その準備は12月の声を聞いた頃から始まる。休日に竹林のある知人のお宅にお邪魔し、真っ直ぐ伸びた孟宗竹を切り出す。初めのうちは自宅と事務所に用意をしていたが、他にも頼まれるようになったことから、今では五対の門松を造るようになった。五対の門松と言えば、結構な竹の長さがある。ひと仕事である。そして、門松に立てる竹の先端は、

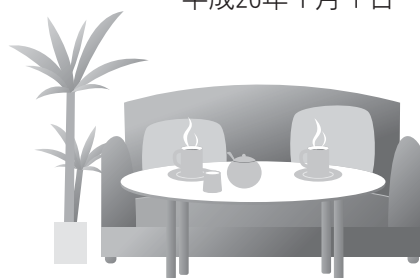
斜めに切らなければならない。この斜めに切ったところを“そぎ”と言うらしいが水平に真横に切った“寸胴”という切り方もあるようである。なんでもこの“そぎ”は、若き日の徳川家康が三方原の合戦（私の住む浜松市北部）で甲斐の武田の軍勢に完敗を喫した後、「次は武田信玄を切る」との思いから斜めに竹を切ったのが始まりであるという説もある。しかし、私は単純に、斜めの方が見栄えがすると思い斜めに切るが、この作業がなかなか難しい。コツは慎重かつゆっくり丁寧に鋸を動かすことである。この鋸を使っている姿も父親の所作に似ていると思う。

入れ物は、100円ショップで買ったプラスチック製の円筒である。これに夏の盛りに使った簾を円筒の高さに応じて裁断し、菰に見立てて縄を巻く。ホームセンターで求めた砂をこの中に入れ、“そぎ”に切った竹を三本埋め込み、縄で二重に締める。後は松・笹・梅・南天・葉牡丹等を適度な配置で植え込む。最後に松などが枯れないように水を注いで出来上がりである。

造っている間に様々なことが脳裏を横切る。その多くは、今年の反省点である。誠を尽くしたか？言行に恥ずることはなかったか？気力に欠けたことはなかったか？努力を惜しまなかったか？等々……

否々である。できなかったこと、手を抜いたこと、心に怒りをもったこと、言い訳をしたこと、あきらめたこと等々。数限りなく反省と自戒が波のように押し寄せてくる。それでも、来る新年に誓う。今年も頑張ろう！ と。

平成26年 1月 1日





## つぶやき

東洋医学ではカエルやクマも冬眠するように冬の季節は、寒さから身を守り静かに過ごすとい

とされています。

できるだけ夜更かしや極端な早起きをしないようにすることで、厳しい寒さに体をさらすのを避け、運動するときは、十分に暖かくなった日中に軽めに行うとが怪我のリスクも軽減できるのでおススメです。

冬は、冷たい外気に体温が奪われないように毛細血管が収縮します。その結果、血圧が上昇するので心臓疾患や脳血管疾患などの発症が多くなります。身体を冷やさないように気をつけなければなりません。

しかし、部屋を暖かくし過ぎると、発汗作用など体温の発散機能の働きを促進させてしまい、かえって身体が冷えてしまうことになりかねません。

暖房は、18℃～22℃程度の低めの温度に設定し、服を厚手のものにして、身体の熱を逃がさないようにするウォームビスの実践が環境にも身体にも良いようです。

冬に旬を迎える春菊や大根、鱈や帆立貝などが入った鍋ものでも気の合う仲間や、家族とつづいて、身も心も暖め、気力体力を養い、風邪やインフルエンザなど召さぬよう気をつけましょう！ 居眠りの達人

“本物のセレブ、自然のしわ”

新聞の川柳欄に載っていた一句で、もちろん米国C・ケネディ駐日大使を詠んだものでしょう。

“美しい人は、自然のままで美しい。”

ところで、我が女房殿、昔から化粧品・宝飾品の類に余り興味がなく、若い頃はそれを好ましく（金もかからず好都合でもあり）思っていたのですが、高齢者枠に括られる年になって、いかにも田舎のおばちゃん然となった姿態を見るに、「もうちょっと何とか加工し、偽装できないのか」などと辻褃の合わないことを思ったりしています。 小心亭愚図平

新しい年を迎えた。

何時も年の初めに思うことは、「あの頃、思っていた大人になれているのだろうか…」ということだ。

幼少の頃、“大人”とはTVドラマ『時間ですよ』の謎の男、風間（藤竜也）だった。

「松の湯」従業員の朝太郎や常連客の平さん達が集う小料理屋「おかめ」で、飲み騒ぐ男達を尻目に、黙々と熱燗を飲む姿に“男”を感じたものである。

あれから数十年…下手な歌を唄い下世話な話で下品に笑っている私は、馬鹿騒ぎをしていた朝太郎達と同じである。

こんな筈ではなかった。どこかで、ボタンを掛け違えたのだ。

沈黙の中に、大人の色気が醸し出る…そんな酒の飲み方をしたいものである。

まずは、「おかめ」の お涼さん（篠ひろ子）のような和服が似合う美しい女将がいる小料理屋を探そう 苦手な日本酒も克服しなければ…

それから、少なくとも10分間は眉間に皺を寄せて物思いに耽る態が出来なければならない

あっ、そうだ、メタボじゃ格好がつかないじゃないか。身長を10センチ伸ばして、体重を10kg減らさなきゃ

って、そもそも“大人の色気を醸し出す”ためには、人間力を高めなければダメじゃない!

う～ん、 “思っていた大人”への道は、まだまだ長くて厳しい 何事も形から入るヤツ

気が付けば今年は『年男』。

自分の生まれた年「1966」から、今年の自分の年齢「48」を引いてみると1918年となる。因みに、この年の出来事を年表で調べてみると、「11月11日ドイツ帝国が休戦協定に調印し、第1次世界大戦が終結。」とある。

日頃は自分の年齢など気にしないが、こうしてみるとケッコウな年月を生きてきたと思い知らされ、ちょっと、絶句。 たそがれ清兵衛

## 編集後記

あけましておめでとうございます。会員の皆様には希望に満ちた新春をお迎えのことと存じます。

本会の組織再編も今年は2年目、昨年は多くの委員会、プロジェクトチーム、グループが誕生しました。

それぞれの活動を広報誌、会報誌で伝えていきたいと考えております。

人生残り4分の1をどのように生きたいのかとエンディングノートを書きながら遺言書作成、任意後見手続きについても考えます。兎にも角にも削ぎ落としながら、心ときめく物だけを残し、Simple is the best. を目指す2014年でありますよう。今話題の終活？。

## 入賞



「峠道の春（薩埵峠）」

榛原支部 久保田 義 朗 会員



「うたた寝」

伊東支部 石 井 康 一 会員



「島田髷まつり」

静岡支部 佐 藤 吉 男 会員



「古寺の紅葉」

西遠支部 竹内一登会員



「整列」

静岡支部 高桐正雄会員



「日本の自由の女神」

富士宮支部 佐野宜良会員



「ジャンプ!!」

三島支部 野中房代会員

# あなたの街の法律家 行政書士

行政書士は許可・登録申請、  
遺言や相続、様々な契約・届出などの  
相談から書類作成までサポートします。



木村 文乃



## 静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子  
〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368  
印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846